

要監視項目水質調査

1 要監視項目

平成5年3月、環境庁は、人の健康の保護に関連するが、公共用水域等の検出状況、健康影響等からみて、現時点では、引き続き知見の集積に努めるべきと判断した物質25項目を「要監視項目」に定めた。その後平成11年2月、このうちの3項目が健康項目に移行されたため、現在は22項目となっている。

測定結果を評価するために指針値を定めているが、指針値は長時間摂取に伴う健康影響を考慮して算出された値であり、一時的にある程度この値を超えることがあってもただちに健康上の問題に結びつくものではないとされている。

平成11年度は公共用水域水質測定計画の中に組み込み、実施された。

要監視項目

クロロホルム、トランス-1,2-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロプロパン、
p-ジクロロベンゼン、イソキサチオン、ダイアジノン、フェントロチオン(MEP)
イソプロチオラン、オキシ銅(有機銅)、クロロタロニル(TPN)、
プロピザミド、EPN、ジクロロボス(DDVP)、フェノブカルブ(BPMC)
イプロベンホス(IBP)、クロルニトロフェン(CNP)、トルエン、キシレン
フタル酸ジエチルヘキシル、ニッケル、モリブデン、アンチモン

2 平成11年度調査結果の概要

(1) 調査地点

表4-1のとおり、57河川、4湖沼、4海域で調査を行っている。

(2) 調査実施機関

千葉県、建設省、東京都、千葉市、市川市、船橋市、松戸市、柏市及び市原市

(3) 調査頻度

年1~12回(測定地点により異なる)

(4) 調査結果

平成11年度の結果は表4-2に示すとおりであり、指針値を超過した項目はなかった。

表4-1 平成11年度測定地点一覧表

区分	水域名	地点名
河川	江戸川	関宿橋*、流山橋*、新葛飾橋*、浦安橋*
	坂川	弁天橋
	新坂川	さかね橋
	六間川	古ヶ崎排水機場
	国分川	秋山弁天橋、須和田橋
	春木川	国分川合流前
	真間川	根本水門、三戸前橋
	大柏川	浅間橋
	利根川	栄橋(布川)*、水郷大橋(佐原)*、河口堰*
	亀成川	亀成橋
	金山落	名内橋
	大津川	上沼橋
	大堀川	北柏橋
	鹿島川	鹿島橋
	高崎川	寺崎橋*
	手繰川	手繰橋
	師戸川	師戸橋
	神崎川	神崎橋
	桑納川	桑納橋*
	印旛放水路(上流)	八千代橋
	長門川	長門橋
	根木名川	新川水門
	大須賀川	黄金橋
	小野川	小野川水門
	黒部川	中央大橋*、黒部川水門
	清水川	山川橋
	高田川	白石取水場
	新川	干潟大橋*、駒込橋
	栗山川	新井橋*、木戸橋
	高谷川	与平橋*
	木戸川	木戸橋
	作田川	龍宮大橋
	真亀川	真亀橋
	南白亀川	観音堂橋
	一宮川	昭和橋*、北川橋*、中之橋
	夷隅川	三口橋*、江東橋
	二夕間川	坂本
	袋倉川	まるまん橋
	待崎川	横渚取水口
	加茂川	加茂川橋
	三原川	三原橋
	瀬戸川	瀬戸川橋
	長尾川	上水道取水口
	汐入川	要橋
	平久里川	平成橋
	増間川	池田橋*
	湊川	湊橋
	染川	川向橋
	小糸川	粟倉橋*、人見橋
	小櫃川	岩田橋*、小櫃橋
	御腹川	御腹川橋*
	養老川	持田崎橋、浅井橋、養老大橋
	村田川	新村田橋、新瀬又橋、江川橋
	都川	都橋
	葎川	日本橋
	印旛放水路(下流)	新花見川橋
	海老川	八千代橋
湖沼	印旛沼	上水道取水口下
	手賀沼	手賀沼中央、布佐下*
	高滝ダム貯水池	加茂橋下流部、坂下橋、北崎橋、小佐貫橋下流部
	亀山ダム貯水池	堤体直上流部
海域	東京湾	東京湾1*、東京湾2、船橋1、船橋2、東京湾3*、東京湾4* 東京湾5、東京湾6、東京湾7*、千葉1、千葉2、千葉3、東京湾8* 東京湾9*、東京湾10、東京湾11、東京湾12*、東京湾13 東京湾14*、東京湾15*、東京湾16、東京湾17、東京湾18* 東京湾19、東京湾20、太平洋2、太平洋8

注：*はEPNのみ測定している地点

表4 - 2 平成11年度測定結果

項目名	指針値	下限値	最小値～最大値
クロロホルム	0.06	0.006	<0.006
トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04	0.004	<0.004
1,2-ジクロロプロパン	0.06	0.006	<0.006
p-ジクロロベンゼン	0.3	0.03	<0.03
イソキサチオン	0.008	0.0008	<0.0008
ダイアジノン	0.005	0.0005	<0.0005
フェニトロチオン (MEP)	0.003	0.0003	<0.0003～0.002
イソプロチオラン	0.04	0.004	<0.004
オキシ銅 (有機銅)	0.04	0.004	<0.004
クロロタロニル (TPN)	0.05	0.004	<0.004
プロピザミド	0.008	0.0008	<0.0008
EPN	0.006	0.0006	<0.0006～0.0006
ジクロルボス (DDVP)	0.008	0.001	<0.001～0.004
フェノブカルブ (BPMC)	0.03	0.002	<0.002
イプロベンホス (IBP)	0.008	0.0008	<0.0008
クロルニトロフェン (CNP)	*	0.0001	<0.0001
トルエン	0.6	0.06	<0.06
キシレン	0.4	0.04	<0.04
フタル酸ジエチルヘキシル	0.06	0.006	<0.006～0.006
ニッケル	**	0.001	<0.001～0.028
モリブデン	0.07	0.007	<0.007～0.041
アンチモン	**	0.0002	<0.0002～0.0022

(注) クロルニトロフェンの指針値 (*) は安全性評価が終了するまでの間は設定しないものとされている。

(平成6年3月15日付環境庁水質保全局長通知)

ニッケル及びアンチモンの指針値 (**) は毒性評価が不確定であることから削除された。

(平成11年2月22日付環境庁水質保全局長通達)

(2)湖沼

	測定機関名		千葉県		市原市			千葉県	
	水域名		印旛沼	手賀沼	高滝ダム貯水池			龜山ダム貯水池	
	地点名		上水道取水	手賀沼中央	加茂橋下流	坂下橋	北崎橋	小佐貫橋下流	堤体直上流部
指針値	下限値	採取月日	0727	0701	0514	0514	0514	0514	0708
(mg/L)	(mg/L)	採取時刻	1006	0940	1202	1030	1007	0950	1000
クロロホルム	0.06	0.006			<0.006	<0.006	<0.006	<0.006	
トリス-1,2-ジクロロエチレン	0.04	0.004			<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	
1,2-ジクロロプロパン	0.06	0.006			<0.006	<0.006	<0.006	<0.006	
p-ジクロロベンゼン	0.3	0.03			<0.03	<0.03	<0.03	<0.03	
イソキサチオン	0.008	0.0008			<0.0008	<0.0008	<0.0008	<0.0008	
ダイアジノン	0.005	0.0005			<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	
フェニトロチオン(MEP)	0.003	0.0003			<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	
イソプロチオラン	0.04	0.004			<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	
オキシ銅(有機銅)	0.04	0.004			<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	
クロロタロニル(TPN)	0.05	0.004			<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	
プロピザミド	0.008	0.0008			<0.0008	<0.0008	<0.0008	<0.0008	
E P N	0.006	0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006
ジクロロボス(DDVP)	0.008	0.001			<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	
フェノカルブ(BPMC)	0.03	0.002			<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	
イプロベンボス(IPP)	0.008	0.0008			<0.0008	<0.0008	<0.0008	<0.0008	
クロルニトロフェン(CNP)*	0.0001				<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	
トルエン	0.6	0.06			<0.06	<0.06	<0.06	<0.06	
キシレン	0.4	0.04			<0.04	<0.04	<0.04	<0.04	
フタル酸ジエチルヘキシ	0.06	0.006	<0.006	<0.006	<0.006	<0.006	<0.006	<0.006	<0.006
ニッケル	**	0.001	<0.001	0.001	0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.001
モリブデン	0.07	0.007	<0.007	<0.007	<0.007	<0.007	<0.007	<0.007	<0.007
アンチモン	**	0.0002	0.0002	0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.0002

(注) クロルニトロフェンの指針値(*)は安全性評価が終了するまでの間は設定しないものとされている。
 (平成6年3月15日付環境庁水質保全局長通知)
 ニッケル及びアンチモンの指針値(**)は毒性評価が不確定であることから削除された。
 (平成11年2月22日付環境庁水質保全局長通達)
 E P Nは個表に記載されているため、E P Nのみ測定した場合はこの表には未記載。

(3) 海域

	測定機関名		千葉県			千葉県			千葉県			千葉県			船橋市			千葉県			船橋市			千葉県	
	指針値 (mg/L)	下限値 (mg/L)	千葉県		千葉県			千葉県			千葉県			船橋市			千葉県			船橋市			千葉県		
			水域名	千葉県(甲)	千葉県(甲)	千葉県(甲)	千葉県(乙)	千葉県(1)	千葉県(2)	千葉県(3)	千葉県(4)	千葉県(9)	千葉県(12)	地点名	千葉県5	千葉県1	千葉県2	千葉県3	千葉県6	千葉県11	千葉県17	千葉県16	船橋1	千葉県2	船橋2
			0707	0707	0608	0608	0608	0707	0707	0706	0706	0706	0706	0706	0706	0614	1206	0207	0707	0707	0614	1206	0207	0707	0707
			1120	1125	0924	0842	1017	1130	1135	1300	1305	1125	1130	1155	1200	1125	1000	1000	1045	1050	1000	1045	1030	0940	0945
クロロホルム	0.06	0.006			<0.006	<0.006	<0.006								<0.006					<0.006					
トリス-1,2-ジクロロエチレン	0.04	0.004			<0.004	<0.004	<0.004								<0.004					<0.004					
1,2-ジクロロプロパン	0.06	0.006			<0.006	<0.006	<0.006								<0.006					<0.006					
p-ジクロロベンゼン	0.3	0.03			<0.03	<0.03	<0.03								<0.03					<0.03					
イソキサチオン	0.008	0.0008			<0.0008	<0.0008	<0.0008								<0.0008					<0.0008					
ダイアジノン	0.005	0.0005			<0.0005	<0.0005	<0.0005								<0.0005					<0.0005					
フェニトロチオン(MEP)	0.003	0.0003			<0.0003	<0.0003	<0.0003								<0.0003					<0.0003					
イソプロチオラン	0.04	0.004			<0.004	<0.004	<0.004								<0.004					<0.004					
オキシ銅(有機銅)	0.04	0.004			<0.004	<0.004	<0.004								<0.004					<0.004					
クロロタロニル(TPN)	0.05	0.004			<0.004	<0.004	<0.004								<0.004					<0.004					
プロピザミド	0.008	0.0008			<0.0008	<0.0008	<0.0008								<0.0008					<0.0008					
E P N	0.006	0.0006		<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006		<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006				<0.0006	
ジクロロボス(DDVP)	0.008	0.001			<0.001	<0.001	<0.001								<0.001					<0.001					
フェノバルブ(BPMC)	0.03	0.002			<0.002	<0.002	<0.002								<0.002					<0.002					
イプロベンボス(IBP)	0.008	0.0008			<0.0008	<0.0008	<0.0008								<0.0008					<0.0008					
クロルニトロフェン(CNP)*		0.0001			<0.0001	<0.0001	<0.0001								<0.0001					<0.0001					
トルエン	0.6	0.06			<0.06	<0.06	<0.06								<0.06					<0.06					
キシレン	0.4	0.04			<0.04	<0.04	<0.04								<0.04					<0.04					
フタル酸ジエチルヘキシリ	0.06	0.006		<0.006	<0.006	<0.006	<0.006	<0.006	<0.006	<0.006	<0.006	<0.006	<0.006	<0.006	<0.006		<0.006	<0.006	<0.006				<0.006	<0.006	
ニッケル**		0.001			0.001	0.001	<0.001	<0.001	0.003	0.002	0.003	0.004	<0.001	<0.001	<0.001		0.003	0.001	<0.001						0.002
モリブデン	0.07	0.007			0.011	0.008	0.008	0.007	0.011	0.011	0.011	0.010	<0.007	<0.007	<0.007		0.010	0.007	<0.007						0.010
アンチモン**		0.0002			0.0003	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.0002	0.0002	0.0002	0.0002	<0.0002	0.0010	<0.0002		0.0003	<0.0002	0.0014						0.0002

	測定機関名		千葉県			千葉県			千葉県		千葉県	
	指針値 (mg/L)	下限値 (mg/L)	千葉県		千葉県			千葉県		千葉県		
			水域名	千葉県(16)	千葉県(17)	千葉県(17)	千葉県(17)	千葉県(17)	千葉県(17)	千葉県(17)	千葉県(17)	
			0706	0706	0706	0706	0706	0706	0824	0824	0824	
			1240	1245	1050	1055	1035	1040	1125	1130	0807	0812
クロロホルム	0.06	0.006										
トリス-1,2-ジクロロエチレン	0.04	0.004										
1,2-ジクロロプロパン	0.06	0.006										
p-ジクロロベンゼン	0.3	0.03										
イソキサチオン	0.008	0.0008										
ダイアジノン	0.005	0.0005										
フェニトロチオン(MEP)	0.003	0.0003										
イソプロチオラン	0.04	0.004										
オキシ銅(有機銅)	0.04	0.004										
クロロタロニル(TPN)	0.05	0.004										
プロピザミド	0.008	0.0008										
E P N	0.006	0.0006		<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006
ジクロロボス(DDVP)	0.008	0.001										
フェノバルブ(BPMC)	0.03	0.002										
イプロベンボス(IBP)	0.008	0.0008										
クロルニトロフェン(CNP)*		0.0001										
トルエン	0.6	0.06										
キシレン	0.4	0.04										
フタル酸ジエチルヘキシリ	0.06	0.006		<0.006	<0.006	<0.006	<0.006	<0.006	<0.006	<0.006	<0.006	<0.006
ニッケル**		0.001			0.003	0.003	0.003	<0.001			0.001	0.001
モリブデン	0.07	0.007			0.010	0.010	0.011	0.011	0.011	0.011	0.011	0.011
アンチモン**		0.0002			0.0002	0.0003	0.0003	<0.0002			0.0004	0.0004

(注) クロルニトロフェンの指針値(*)は安全性評価が終了するまでの間は設定しないものとされている。
 (平成6年3月15日付環境庁水質保全局長通知)
 ニッケル及びアンチモンの指針値(**)は毒性評価が不確定であることから削除された。
 (平成11年2月22日付環境庁水質保全局長通達)
 E P Nは個表に記載されているため、E P Nのみ測定した場合はこの表には未記載。
 フタル酸ジエチルヘキシリは上層水で測定(千葉県測定分に限る)。その他の項目は混層水で測定。